

消費税の経理処理と記帳

消費税の課税事業者となる方は、帳簿への記帳を行う際、消費税に関する事項も併せて記帳する必要があります。

消費税の記帳は、税込経理方式と税抜経理方式のいずれの方式を選択するか、簡易課税制度を選択するか否かでそれぞれ異なりますので注意が必要です。

なお、軽減税率の対象となる取引がある場合は、税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

それぞれの経理処理と記帳方法の概要は、以下のとおりです。

1 消費税の経理処理

消費税の記帳のしかたには、**税込経理方式**と**税抜経理方式**があります。

いずれの方式を選択するかは、事業者の任意ですが、原則として全ての取引について同一の方式で経理する必要があります。

※ 免税事業者は税込経理方式となります。

区 分	税込経理方式	税抜経理方式
意 義	消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式	消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分して経理する方式
経理方法	課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法	課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額を、仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法

※ 納付すべき消費税の額は同額になります。

2 帳簿や請求書等の記録と保存

消費税は、帳簿や請求書等をもとに、課税売上げや課税仕入れ等の金額を把握して、納める消費税額を計算する仕組みになっています。帳簿は法令で定められている記載事項を記録し、請求書等とともに一定期間（原則として7年間）保存する必要があります。

帳簿と請求書等の両方が保存されていない場合や摘要欄等に法令で定められた内容が記載されていないと、一般課税による仕入税額控除ができませんので注意が必要です。

なお、軽減税率の対象となる取引がある場合は、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

また、インボイス制度における記載事項の主な留意点は、25ページから26ページを参照してください。

○ 記載事項

帳簿の記載事項	
①	取引の相手方の氏名・名称 ※1
②	取引を行った年月日
③	取引内容 ※2
④	(税率の異なるごとに区分した) 取引金額

※1 「〇〇商事」等その正式名称を記載することが原則です。

ただし、取引先等の名簿等相手方の正式な氏名、名称及び相手方を特定できる略称、コードや番号が記載されているものが備え付けられている場合には、略称等による記載でも差し支えありません。

2 軽減税率の対象である場合には、その旨の記載が必要となります。

3 帳簿の記帳のしかた

消費税額を正しく計算するためには、日常の取引を記帳するときに、その取引が課税取引のうち標準税率の対象なのか軽減税率の対象なのか、非課税取引なのか、あるいは不課税取引（課税対象外取引）なのかを区分して記録しておく必要があります（以下の記載例は税込経理方式を採用しています。）。

(1) 一般課税の場合

実際の記帳の際には、帳簿の摘要欄などに(課)・(非)・(不)又は○・×・△と記載するような工夫をするとよいでしょう。

なお、軽減税率の対象となる取引については、帳簿の「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等に「※は軽減税率対象」などと記載します。

また、インボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経費）を区分して記帳する必要があります。

【設例】

- | | |
|-----------|---------|
| ① 本日の現金売上 | |
| 飲食料品 | ¥16,200 |
| 日用品 | ¥10,450 |
| ② ビール券を販売 | ¥5,600 |

【記載例（税込）：現金出納帳】

※は軽減税率対象

○ 年 月	日	摘 要	入 金		出 金		現 金 残 高
			現金売上	その他	現金仕入	その他	
①	10	31	現金売上（課） 飲食料品 ※ 日用品	16,200 10,450			
②		〃	ビール券販売（非）	5,600			80,600

【設例】

- | | |
|--------------------------------|---------|
| ① ○○商店（インボイス発行事業者以外の者）から現金で仕入れ | |
| 飲料品 | ¥31,320 |
| 日用品 | ¥12,100 |
| ② 接待交際費 A社へ祝金 | ¥30,000 |

【記載例（税込）：現金出納帳】 ※は軽減税率対象、★はインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）

○ 年 月	日	摘 要	入 金		出 金		現 金 残 高
			現金売上	その他	現金仕入	その他	
①	10	31	○○商店から現金で仕入れ（課）★ 飲料品 ※ 日用品		31,320 12,100		
②		〃	接待交際費 A社へ祝金（不）			30,000	54,300

(2) 簡易課税の場合

簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基として、仕入控除税額を計算する制度をいいます（28ページ【参考】Ⅲ参照）。

具体的には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第一種事業 90%、第二種事業 80%、第三種事業 70%、第四種事業 60%、第五種事業 50%、第六種事業 40%）を乗じて計算した金額が仕入控除税額とみなされる制度です。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

2種類以上の事業を営む事業者は、売上等の取引がどの事業区分に該当するかを記帳しておく必要があります。

実際の記帳の際には、帳簿の摘要欄等に第一種事業を「一」、第二種事業を「二」、第三種事業を「三」などと記載するような工夫をするとよいでしょう。

また、軽減税率の対象となる売上げの場合、「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等に「※は軽減税率対象」などと記載します。

【設例：小売業】

① 本日の現金小売（第二種事業）
飲食料品 ¥28,080
日用品 ¥11,220
② 加工品の現金売上（第三種事業） ¥4,320

【記載例（税込）：現金出納帳】

※は軽減税率対象

○ 年 月 日	摘 要	入 金		出 金		現 金 残 高
		現金売上	その他	現金仕入	その他	
① 10 31	現金売上（二） 飲食料品 ※ 日用品	28,080 11,220				
② "	加工品売上（三）※	4,320				82,700

（ポイント）

- 2種類以上の事業を営む事業者が、売上を事業の種類ごとに区分していない場合は、当該事業に係る「みなし仕入率」のうち最も低い事業の「みなし仕入率」で消費税額を計算することになりますので、ご注意ください。
- 2種類以上の事業を営む事業者の場合、1種類の事業に係る課税売上高が全体の75%以上を占める場合には、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を、全体の課税売上高に対して適用することができます。

※ 消費税に関する事項の詳細については、「消費税のあらまし」や各種パンフレット（各種パンフレットや各種届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

○ みなし仕入率一覧表（取引ごとに判定する必要があります。）

事業区分	みなし仕入率	該当する業種（事業の例示）		注意点等
第一種事業	90%	卸売業	他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業が該当する。	酒類小売業などでは、飲食店等事業者への販売分と一般消費者への販売を区分して経理する必要があります。
第二種事業	80%	小売業等	他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業並びに農業、林業、漁業のうち消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る部分が該当する。	
第三種事業	70%	製造業等	農業、林業、漁業（飲食料品の譲渡に係る部分を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当する事業及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。	パン・菓子の製造小売、豆腐製造販売、畳製造小売などが含まれます。
第四種事業	60%	その他の事業（飲食店等）	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店事業等が該当、また、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業に該当する。	事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も第四種事業に該当します。
第五種事業	50%	サービス業等	運輸通信業、金融・保険業及びサービス業（飲食店業を除く。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。	
第六種事業	40%	不動産業	不動産業が該当する。 （第一種事業から第三種事業及び第五種事業に該当する事業を除く。）	

○ 納付税額の計算方法（概要）

一般課税

課税期間における課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

= 課税売上げに
係る消費税額

- 課税仕入れ等に係る
消費税額（実額）

この部分の
計算が異なります。

簡易課税

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

= 課税売上げに
係る消費税額

- 課税売上げに
係る消費税額 × みなし
仕入率

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、いわゆる「2割特例」を適用することができます。

※ 2割特例とは、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。

詳しくは、国税庁ホームページの「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要」をご確認ください。



4 消費税の軽減税率制度・インボイス制度

(1) 消費税等の税率

軽減税率 8 % (消費税率 6. 24%, 地方消費税率 1. 76%)

標準税率 10 % (消費税率 7. 8%, 地方消費税率 2. 2%)

※ 地方消費税率は、消費税額の 22/78 です。

(2) 軽減税率 (8 %) の対象

軽減税率の対象は、次の①及び②の譲渡です。

① 飲食料品 (酒類及び外食を除きます。)

② 週 2 回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するもの

(3) 区分経理

軽減税率の対象となる売上げや仕入れ (経費) がある課税事業者の方は、日々の経理において売上げや仕入れ (経費) について、税率 (軽減税率 (8 %) ・標準税率 (10 %)) ごとに分けて、記帳するなどの経理 (区分経理) を行うことが必要です。

また、適格請求書等保存方式 (インボイス制度) により、適格請求書発行事業者 (インボイス発行事業者) からの仕入れ (経費) とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) を区分して記帳することも必要です。

(4) 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式 (インボイス制度) が開始されています。インボイス制度の下では、原則として、一定の事項を記載した「帳簿」、税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者 (インボイス発行事業者)」が交付する「適格請求書 (インボイス)」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

したがって、インボイスの交付を受けることができないインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) については、原則として、仕入税額控除の適用を受けることができません。

なお、インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要であり、インボイス発行事業者の登録を受けると、基準期間における課税売上高が 1, 000 万円以下となった場合であっても消費税等の申告が必要となります。

※ インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています (26 ページ「② 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」参照)。

(5) 区分経理の方法等について

上記 (3) のとおり、軽減税率の対象となる売上げや仕入れ (経費) がある場合は、税率ごとに区分して記帳するなどの経理 (区分経理) を行う必要があります。具体的には、次の記載例のとおり、その「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等には「※は軽減税率対象」と記載するなどの方法があります。

なお、帳簿へは各取引に係る請求書等において税率ごとに区分されている合計額 (税込み) を転記します。

また、インボイス制度の下では、仕入れ (経費) について、インボイス発行事業者からの仕入れ (経費) とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) を区分して記帳する必要があります。

【記載例】

① 令和○年 月 日	② 摘 要	③ 売 上	④ 雑収入等	⑤ 仕 入
10 2	掛売上 東京支店 日用品 ※ ① 食料品 ※	22,000 21,600		
5	掛売上 埼玉商店 飲料品 ※	32,400		
7	現金仕入 静岡商店 日用品 ※ 食料品 ※			33,000 10,800
9	掛仕入 千葉商店 日用品 ★ ① 食料品 ※★			19,800 16,200

※ は軽減税率対象、★はインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）

軽減税率の対象である旨

①軽減税率対象に「※」等の記号を記載する。
②記号が軽減税率の対象であることを明らかにしておく。

納品書兼請求書（控） No.4.5
令和○年10月2日
東京商店 御中
割り箸 ① 550 円
牛肉 ※ 5,400 円
合計 43,600 円
(10%対象 22,000 円)
(8%対象 21,600 円)
※ 軽減税率対象
登録番号 T1234567890123

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）である旨

①インボイス発行事業者以外の者（免税事業者など）からの仕入れ（80%控除対象）に「★」等の記号を記載する。
②記号がインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）であることを明らかにしておく。

領収書 No.3.2
令和○年10月7日
〇〇商店 御中
紙コップ 2,200 円
牛乳 ※ 5,400 円
合計 43,800 円
(10%対象 33,000 円)
(8%対象 10,800 円)
※ 軽減税率対象
登録番号 T9876543210987

税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載

税率（8%、10%）ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する。

請求書 No.10.18
令和○年10月9日
〇〇商店 御中
紙皿 495 円
豚肉 ※ 4,050 円
請求金額 36,000 円
(10%対象 19,800 円)
(8%対象 16,200 円)
※ 軽減税率対象
千葉商店

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れのため「登録番号」（T+数字13桁）の記載がない。

適格請求書等

（注） インボイス制度の下では、原則として、インボイスの保存がなければ仕入税額控除の適用を受けることはできません。

なお、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者等）からの課税仕入れについては、区分記載請求書を保存し、帳簿に【記載例】のように「80%控除対象」などを記載することで仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（26 ページ「②免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」参照）。

(6) インボイス制度における記載事項の留意点

① 帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けられる場合

請求書等の交付を受けることが困難である一定の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

一定の取引とは、例えば、「公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」といったものがあります。

帳簿のみで仕入税額控除を受けるためには、通常の記載事項に加え、次の記載事項が必要です。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる仕入れに該当する旨
（例：「3万円未満の鉄道料金」）
- ・ 仕入れの相手方の住所又は所在地（一定の者を除きます。）

《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

軽減定率帳（仕入）					
XX年 月日		摘要	税区分	借方(円)	
4	3	鉄道●● 運賃	公共交通機関	10%	300
4	4	○○鉄道 運賃	公共交通機関	10%	300

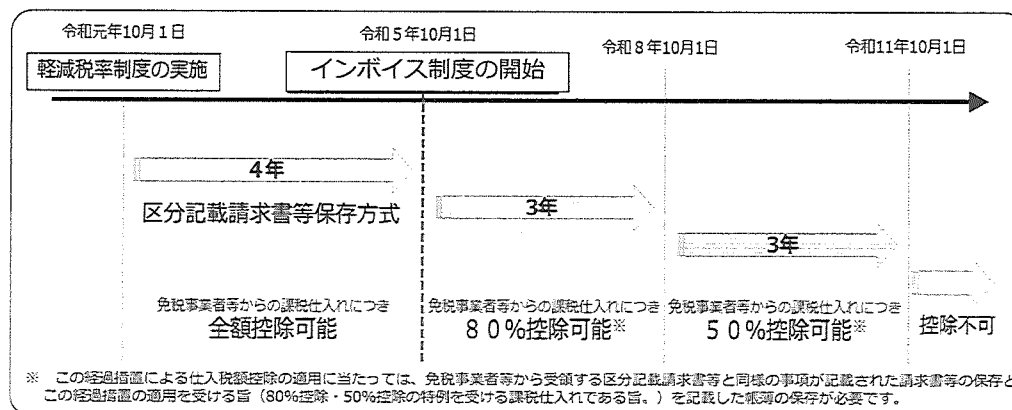
※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

※ 一定規模以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、一定期間、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています。当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

② 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

免税事業者等からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要なインボイスの交付を受けることができないことから、原則として、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。



この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書と同様の事項が記載された書類の保存のほか、通常の記載事項の「取引内容」を記載する際に、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

5 消費税等の申告

課税事業者の方は、消費税等の申告を行うに当たり、税率ごとに区分した「課税取引金額計算表」等を作成します。「課税取引金額計算表」等は、区分経理された「帳簿」等から作成することとなります。

なお、「収支内訳書」や「青色申告決算書」等では、売上(収入)金額や経費が税率ごとに区分されていないため、「課税取引金額計算表」等が作成できませんので、注意が必要です。

- ・ ①帳簿等から決算額、課税取引金額等の年間の合計金額を記載します。
- ・ 8%（軽減税率）と10%（標準税率）に各金額を区分し、8%分については②に、10%分については③に、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
- ・ 仕入れ（経費）については、8%（軽減税率）と10%（標準税率）の各金額をインボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経費）に区分して、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
- ・ 作成した課税取引金額計算表を基にして、確定申告書等作成コーナーをご利用いただくと消費税の確定申告書が作成できます。

※ 「課税取引金額計算表」の様式は、国税庁ホームページから入手することができます。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「２」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

- ・ 2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

(別 表)

一般的な必要経費の一覧表

P. 4～5 様式例	項 目	具 体 例
⑥	給 料 賃 金	給料、賃金、退職金、食事や被服などの現物給与
⑦	外 注 工 賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工費など ※ 建設業を営んでいる人などの外注費も含まれます。
⑧	減価償却費	建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費 ※ 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。
※	繰延資産の償却費	開業費や開発費、共同的施設の負担金や建物を賃借するための権利金などの償却費
⑨	貸 倒 金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
⑩	地 代 家 賃	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など
⑪	利子割引料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
⑫	租 税 公 課	①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金、②商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会、青色申告会などの会費や組合費 ※ 所得税及び復興特別所得税、相続税、贈与税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税・過怠税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
※	荷 造 運 賃	販売商品の包装材料費、荷造りのための費用、運賃
⑬	水道光熱費	水道料、電気代、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
⑭	旅費交通費	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
⑮	通 信 費	電話料、切手代、電報料、インターネット接続料
※	広告宣伝費	①新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用、チラシ、折込み広告の費用、②広告用名入りライター、カレンダー、手ぬぐいなどの費用、③ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
※	接待交際費	①取引先などを接待する茶菓飲食代、②取引先などを旅行、観劇などに招待する費用、③取引先などに対する中元、歳暮の費用
※	損害保険料	火災保険料、自動車の損害保険料
⑯	修 繕 費	店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代 ※ 資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、原則として、資本的支出としての減価償却資産を取得したものとして、減価償却を行います。
⑰	消 耗 品 費	①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費、②使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費 ※ 取得価額が10万円未満であるかどうかは、税込経理方式又は税抜経理方式に応じ、その適用している方式により算定した金額によります。
※	福利厚生費	①従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用、②事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
※	固定資産等の損失	事業用固定資産や繰延資産の施設の取壊しや災害による滅失などの場合の損失
⑳	雑 費	事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

※ ⑬又は⑯に項目名を記載することができます。